

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果〔沖縄県の状況〕

1 概要

(1) 高齢者虐待相談・通報件数、虐待判断件数の推移(表1)

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等(※1)によるものが令和5年度で20件であり、前年度より9件増加し、養護者(※2)によるものは183件であり、前年度より7件増加した。

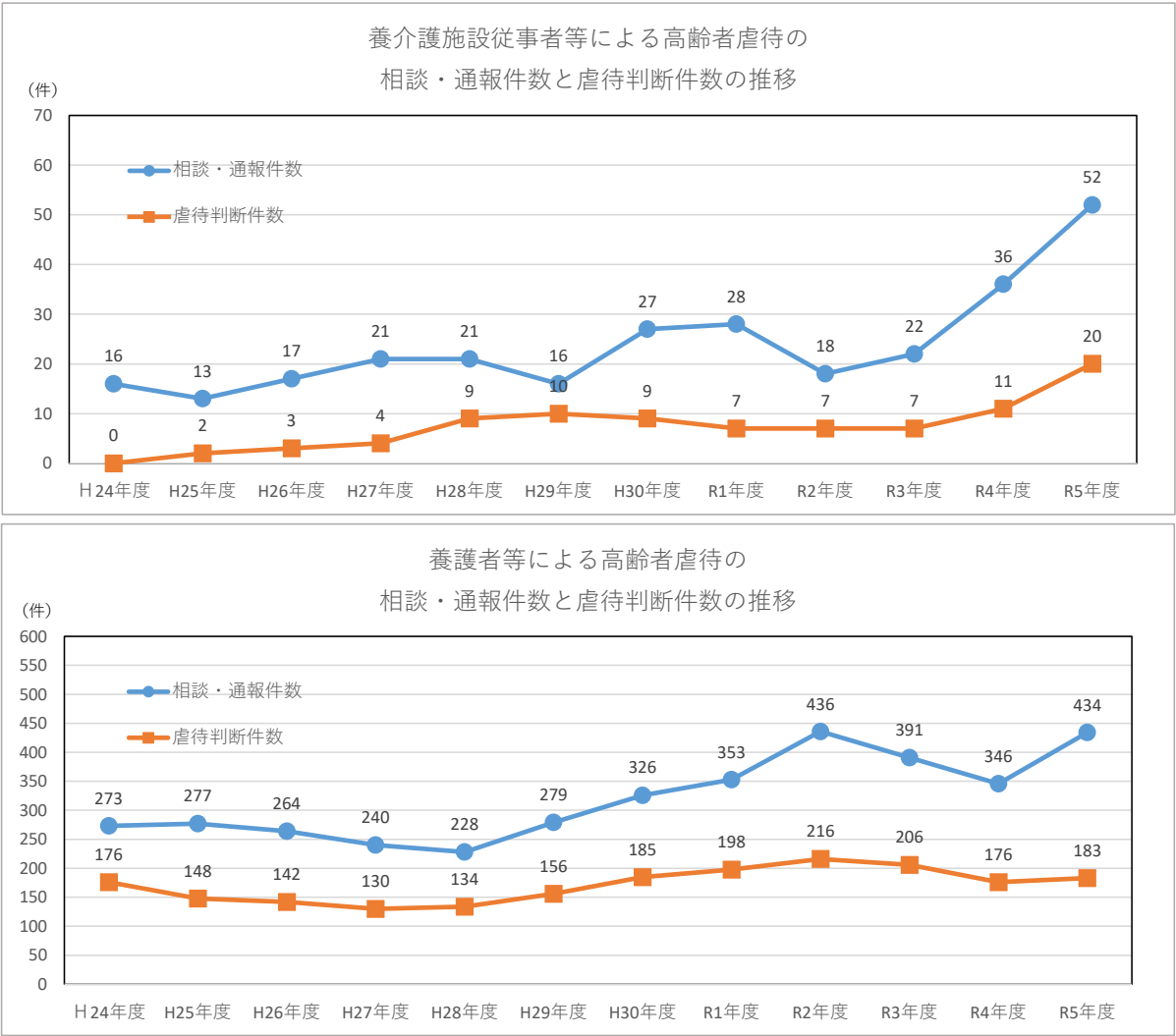
また、相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが52件であり、前年より16件増加し、養護者によるものは434件であり、前年度より88件増加した。

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

表 1 相談・通報件数、虐待判断件数

		令和4年度	令和5年度	増減
養介護施設従事者等によるもの	相談・通報件数	36件	52件	+16件
	虐待判断件数	11件	20件	+9件
養護者によるもの	相談・通報件数	346件	434件	+88件
	虐待判断件数	176件	183件	+7件



(2) 高齢者虐待判断件数の推移(市町村別)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		176(0)	150(2)	145(3)	134(4)	143(9)	166(10)	194(9)	205(7)	223(7)	213(7)	187(11)	203(20)
1	那覇市	60	51	56	59	56	56	63	85	90	82	72	44
2	宜野湾市	9	13	13	12	17	9	5	4	3	9	7	5
3	石垣市	5	6	4	2	10	6	6	6	7	5	3	5
4	浦添市	5	4	2	8	6	12	8	2	2	10	5	8
5	名護市	1	0	0	0	0	3	4	1	2	5	4	5
6	糸満市	4	0	0	2	0	4	5	5	6	5	5	2
7	沖縄市	19	16	26	13	12	20	30	35	32	26	27	37
8	豊見城市	7	0	1	3	0	0	4	4	4	3	3	5
9	うるま市	16	23	18	9	13	16	21	30	27	21	9	19
10	宮古島市	21	12	11	9	13	8	9	9	21	20	22	29
11	南城市	1	3	4	4	2	9	12	4	3	1	5	5
12	国頭村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
13	大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
14	東村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
15	今帰仁村	1	0	1	2	0	1	0	0	0	2	0	1
16	本部町	1	0	0	0	3	8	4	7	8	5	2	2
17	恩納村	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2
18	宜野座村	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1
19	金武町	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	2
20	伊江村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
21	読谷村	1	4	2	2	0	2	1	0	0	0	2	0
22	嘉手納町	2	1	0	1	0	2	3	0	1	2	2	0
23	北谷町	1	0	2	1	1	2	5	2	4	0	3	2
24	北中城村	1	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0
25	中城村	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0
26	西原町	4	5	1	0	1	3	3	5	3	6	5	4
27	与那原町	1	1	2	1	4	1	3	1	2	7	0	6
28	南風原町	3	2	0	1	2	0	2	1	1	2	6	2
29	渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	座間味村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	粟国村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
32	渡名喜村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	南大東村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	久米島町	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
38	八重瀬町	2	4	0	2	2	1	2	1	1	0	0	8
39	多良間村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
40	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
41	与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

()内は養介護施設従事者等による虐待件数

H24年度迄は被虐待者1名につき1件としてカウントしていたが、H25年度からは同一家庭内で一体的に発生していると考えられる事例に関しては1事例としてカウントする。

2 要介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表2）

令和5年度県内で受けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、52件であった。令和4年度は36件であり、16件（44.4%）増加した。

表2 相談・通報件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	28	18	22	36	52
増減	1(3.7%)	-10(-35.7%)	4(22.2%)	14(63.6%)	16(44.4%)

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は「当該施設職員」が34.4%と最も多く、次いで「家族・親族」「当該施設元職員」が12.5%であった。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	1	8	22	8	3	2	3	0	2	2	12	1	64
構成割合(%)	1.6	12.5	34.4	12.5	4.7	3.1	4.7	0.0	3.1	3.1	18.8	1.6	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数52件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数64人に対するもの。

(3) 市町村における事実確認の状況（表4）

令和5年度において、「事実確認を行った事例」は52件、「事実確認を行っていない事例」は10件であった。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が19件、「事実が認められなかった事例」が22件、「判断に至らなかった事例」が11件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」のうち8件については、「調査を予定している又は検討中の事例」であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	割合(%)
事実確認調査を行った事例	52	(41)	(11)	(83.9)
事実が認められた	19	(13)	(6)	[30.6]
事実が認められなかった	22	(17)	(5)	[35.5]
判断に至らなかった	11	(11)	(0)	[17.7]
事実確認調査を行っていない事例	10	(10)	(0)	(16.1)
虐待ではなく調査不用と判断した	0	(0)	(0)	[0.0]
調査を予定している又は検討中の事例	8	(8)	(0)	[12.9]
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	[0.0]
その他	2	(2)	(0)	[3.2]
合計	62	(51)	(11)	100

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

(4) 虐待の事実が認められた事例の件数（表5）

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた」ものが20件であった。

表5 虐待の事実が認められた事例件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	7	7	7	11	20
増減	-2(-22.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(57.1%)	9(81.8%)

(5) 虐待があった施設・事業所の種別（表6）

「（住宅型）有料老人ホーム」が15件で最も多く、次いで「通所介護等」が4件、「特別養護老人ホーム」が1件の順であった。

表6 虐待があった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計
件数	1	0	0	15	0	0	0	0	0	0	4	0	20
構成割合(%)	5.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	100.0

(6) 虐待発生要因 (表7)

虐待の発生要因として区分ごとに最も多かったのは、運営法人の課題では「経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足」、組織運営上の課題では「職員研修の機会や体制が不十分」、虐待を行った職員の課題では「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」、被虐待高齢者の状況「介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回」「認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある」であった。

表7 虐待発生要因 (複数回答)

内容		件数
1) 運営法人の課題	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	18
	経営層の現場の実態の理解不足	14
	業務環境変化への対応取組が不十分	12
	経営層の倫理観・理念の欠如	8
	不安定な経営状態	3
	その他	1
2) 組織運営上の課題	職員研修の機会や体制が不十分	20
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	18
	介護方針の不適切さ	17
	高齢者へのアセスメントが不十分	17
	事故や苦情対応の体制が不十分	16
	チームケア体制・連携体制が不十分	15
	職員の指導管理体制が不十分	15
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	15
	職員が相談できる体制が不十分	15
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	14
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	13
	その他	0
3) 虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	19
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	18
	職員の倫理観・理念の欠如	15
	職員のストレス・感情コントロール	15
	職員の性格や資質の問題	15
	職員の業務負担の大きさ	13
	待遇への不満	7
	その他	0
4) 被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	11
	認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	11
	意思表示が困難	10
	医療依存度が高い	4
	職員に暴力・暴言を行う	4
	他の利用者とのトラブルが多い	1
	その他	1

(7) 過去の指導等 (表8)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた件数は3件、過去に何らかの指導等が行われていた件数は6件であった。

表8 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	構成割合 (%)
当該施設等における過去の虐待あり	3	15.0
当該施設等における過去の指導等あり	6	30.0

(8) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表9)

虐待の種別は、「身体的虐待」が65件と最も多く、次いで「介護等放棄」が19件、「心理的虐待」が5件であった。

表9 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計 (類型)	合計 (人数)
人数	65	19	5	0	0	89	79
構成割合 (%)	82.3	24.1	6.3	0.0	0.0	—	—

※□人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数79人と一致しない。

イ 身体的虐待に該当する身体拘束の有無 (表10)

被虐待高齢者79人のうち、「身体拘束あり」が53件、「身体拘束なし」が26件であった。

表10 虐待に該当する身体拘束の有無

身体的拘束あり	身体的拘束なし	合計
53	26	79

ウ 虐待の程度 (深刻度) (表11)

4段階評価に該当するケースは「3 (中度)」が13人であった。

表11 虐待の程度

	人数	構成割合 (%)
1 (軽度)	0	0.0
2 (中度)	13	92.9
3 (重度)	1	7.1
4 (最重度)	0	0.0
合計	14	100.0

(9) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計した。

ア 性別（表12）

「男性」が38.0%、「女性」が62.0%であった。

表12 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	30	49	79
構成割合（%）	38.0	62.0	100.0

イ 年齢（表13）

「85～90歳」が10人と最も多く、次いで「80～84歳」「90～94歳」がともに8人であった。

表13 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	1	0	1	3	8	10	8	3	2	43	79
構成割合 （%）	1.3	0.0	1.3	3.8	10.1	12.7	10.1	3.8	2.5	54.4	100.0

ウ 要介護状態区分等（表14～16）

「要介護4」が19人で最も多く、次いで「要介護5」が11人、「要介護3」が6人であった。

また、認知症日常生活自立度Ⅱ以上が37人、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上の者は28人であった。

表14 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	1	1.3
要介護2	2	2.5
要介護3	6	7.6
要介護4	19	24.1
要介護5	11	13.9
不明	40	50.6
合計	79	100.0
要介護3以上（再掲）	(36)	(45.6)

表15 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度区分

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	0	0.0
自立度Ⅰ	2	2.5
自立度Ⅱ	8	10.1
自立度Ⅲ	5	6.3
自立度Ⅳ	11	13.9
自立度Ⅴ	1	1.3
認知症はあるが自立度不明	12	15.2
認知症の有無が不明	40	50.6
合計	79	100.0
自立度Ⅱ以上（再掲）	(37)	(46.8)

表16 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
J	0	0.0
A	3	3.8
B	13	16.5
C	12	15.2
不明	51	64.6
合計	79	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A以上（再掲）	(28)	(35.4)

(10) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定された事例を対象に集計を行った。
なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、特定された虐待者の総数は8人であった。

ア 年齢（表17）

「30～39歳」「40～49歳」が2人で最も多く、次いで「30歳未満」「50～59歳」が1人であった。

表17 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	1	2	2	1	0	2	8
構成割合（％）	12.5	25.0	25.0	12.5	0.0	25.0	100.0

イ 職種（表18）

「介護職員」が7人、「管理職」が1人であった。

表18 虐待者の種別

	介護職	介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他	合計
人数	7	(2)	(2)	(3)	0	1	0	0	0	8
構成割合（％）	87.5	(28.6)	(28.6)	(42.9)	0	12.5	0	0	0	100.0

ウ 性別（表19）

「男性」が62.5%、「女性」が37.5%であった。

表19 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	5	3	0	8
構成割合（％）	62.5	37.5	0	100.0

(11) 虐待が認められた事例への対応状況（表20～23）

虐待の事実が認められた事例について、行った対応は次のとおりである。
県又は市町村による指導等（複数回答）は「施設等に対する指導」が15件、「改善計画提出依頼」が20件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が4件であった。

表20 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（複数回答）

	件数
施設等に対する指導	15
改善計画提出依頼	20
従事者等への注意・指導	4

県又は市町村が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」「改善勧告」がそれぞれ3件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」「その他」がそれぞれ1件であった。

表21 介護保険法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	3
改善勧告	3
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	0
指定取消	0
現在対応中	3
その他	0

表22 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	1
改善命令	0
事業の制限、停止、廃止	0
許可取消	0
現在対応中	0
その他	1

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、県又は市町村への「改善計画の提出」が18件、「老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応」「その他」が1件であった。

表23 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等から改善計画の提出	18
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	1
その他	1

3 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表24）

令和5年度、県内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、434件であった。令和4年度は346件であり、88件（25.4%）増加した。

表24 相談・通報件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	353	436	391	346	434
増減	27(8.2%)	83(23.5%)	-45(-10.3%)	-45(-11.5%)	88(25.4%)

(2) 相談・通報者（表25）

「警察」の割合が25.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が16.8%、「介護支援専門員」が16.6%であった。

表25 相談・通報者内訳（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	78	23	28	16	2	39	79	6	43	118	37	0	469
構成割合(%)	16.6	4.9	6.0	3.4	0.4	8.3	16.8	1.3	9.2	25.2	7.9	0.0	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者からの相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数434件と一致しない

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数469人に対するもの

(3) 事実確認の状況（表26）

令和5年度において、「事実確認調査を行った事例」は428件、「事実確認調査を行っていない事例」は28件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は0件であり、「訪問調査を行った事例」が345件、関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が83件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の28件について、明らかに「虐待ではなく調査不要と判断した」が17件、「調査を予定している又は検討中の事例」が11件であった。

表26 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	428	406	22	93.9
立入調査以外の方法により調査を行った事例	428	406	22	(93.9)
訪問調査を行った事例	345	326	19	[75.7]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	83	80	3	[18.2]
立入調査により調査を行た事例	0	0	0	(0.0)
警察が同行した事例	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	0	0	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	28	28	0	6.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	17	17	0	(3.7)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	11	11	0	(2.4)
合 計	456	434	22	100.0

(4) 事実確認調査の結果（表27、表28）

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は、183件であった。令和4年度は176件であり、7件（4.0%）増加した。

表27 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	183	42.8
虐待ではないと判断した事例	153	35.7
虐待の判断に至らなかった事例	92	21.5
合 計	428	100.0

表28 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	198	216	206	176	183
増減	13(7.0%)	18(9.0%)	-10(-4.6%)	-30(-14.6%)	7(4.0%)

(5) 虐待の発生要因 (表29)

虐待が発生した要因として、虐待者側の要因としては「被虐待者との虐待発生までの人間関係」(51.4%)、「介護疲れ・介護ストレス」(49.2%)、被虐待者の状況としては「認知症の症状」(43.2%)、家庭の要因としては「(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題」(36.1%)、その他として「ケアサービスの不足の問題」(18.6%)が多く挙げられていた。

表29 虐待の発生要因 (複数回答)

	内容	件数	構成割合(%)
虐待者側の要因	被虐待者との虐待発生までの人間関係	94	51.4
	介護疲れ・介護ストレス	90	49.2
	精神状態が安定していない	85	46.4
	知識や情報の不足	77	42.1
	虐待者の介護力の低下や不足	74	40.4
	理解力の不足や低下	74	40.4
	他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがづらさ	63	34.4
	孤立・補助介護者の不在等	60	32.8
	障害・疾病	60	32.8
	障害疑い・疾病疑い	41	22.4
	家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	31	16.9
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	30	16.4
	飲酒の影響	26	14.2
	ひきこもり	23	12.6
	依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	19	10.4
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	15	8.2
	その他	9	4.9
被虐待者の状況	認知症の症状	79	43.2
	身体的自立度の低さ	78	42.6
	障害・疾病	69	37.7
	精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	55	30.1
	排泄介助の困難さ	52	28.4
	外部サービス利用に抵抗感がある	25	13.7
	障害疑い・疾病疑い	18	9.8
	その他	12	6.6
家庭の要因	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	66	36.1
	経済的困窮・債務(経済的問題)	54	29.5
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	41	22.4
	家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	30	16.4
	その他	5	2.7
その他	ケアサービスの不足の問題	34	18.6
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	15	8.2
	その他	8	4.4

※ 構成割合は、高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる事例 183件に対するもの

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表30)

虐待の種別は「身体的虐待」が67.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が57.8%、「介護等放棄」が11.9%、「経済的虐待」が11.4%、「性的虐待」が1.1%であった。

表30 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(類型)	合計(人数)
人数	125	22	107	2	21	277	185
構成割合(%)	67.6	11.9	57.8	1.1	11.4	—	—

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

イ 虐待の程度（深刻度）（表31）

4段階評価で「2（中度）」が36.4%と最も多く、次いで「3（重度）」が28.0%であった。一方、最も重い「4（最重度）」は11.2%であった。

表31 虐待の程度

	人数	構成割合 (%)
1（軽度）	26	24.3
2（中度）	39	36.4
3（重度）	30	28.0
4（最重度）	12	11.2
合計	107	100.0

（7）被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢（表32、表33）

性別では「男性」が20.5%、「女性」が79.5%と「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階級別では、「85～89歳」が20.5%と最も多かった。

表32 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	38	147	0	185
構成割合 (%)	20.5	79.5	0.0	100.0

表33 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	23	36	32	35	38	21	0	185
構成割合 (%)	12.4	19.5	17.3	18.9	20.5	11.4	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表34）

被虐待高齢者185人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」が56.2%（104人）、「未申請」は、36.2%（67人）であった。

表34 被虐待高齢者の介護保険の申請

	件数	構成割合 (%)
未申請	67	36.2
申請中	5	2.7
認定済み	104	56.2
認定非該当（自立）	7	3.8
不明	2	1.1
合計	185	100.0

※調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ウ 要介護状態区分等（表35～表38）

介護保険認定済者104人における要介護度区分は、「要介護2」が21.2%と最も多く、次いで「要介護4」が20.2%、「要介護1」が18.3%の順であった。

また、介護保険認定済者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は66.3%、介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上の者は67.3%であった。

表35 介護保険認定済者の要介護度

	人数	構成割合（%）
要支援1	8	7.7
要支援2	13	12.5
要介護1	19	18.3
要介護2	22	21.2
要介護3	13	12.5
要介護4	21	20.2
要介護5	8	7.7
不明	0	0.0
合計	104	100.0
要介護3以上（再掲）	(42)	(40.4)

表36 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合（%）
自立又は認知症なし	10	9.6
自立度Ⅰ	18	17.3
自立度Ⅱ	43	41.3
自立度Ⅲ	19	18.3
自立度Ⅳ	2	1.9
自立度Ⅴ	3	2.9
認知症はあるが自立度不明	2	1.9
認知症の有無が不明	7	6.7
合計	104	100.0
自立度Ⅱ以上（再掲）	(69)	(66.3)

表37 介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合（%）
自立	5	4.8
J	18	17.3
A	40	38.5
B	26	25.0
C	4	3.8
不明	11	10.6
合計	104	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A以上（再掲）	(70)	(67.3)

表38 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	構成割合（%）
介護サービスを受けている	84	80.8
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	7	6.7
過去も含めて受けていない	13	12.5
不明	0	0.0
合計	104	100.0

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者と同居・別居の状況（表39）

「虐待者とのみ同居」している被虐待高齢者が48.6%、「虐待者及び他家族と同居」している被虐待高齢者が37.8%であり、86.5%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表39 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	90	70	21	4	0	185
構成割合（%）	48.6	37.8	11.4	2.2	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の家族形態（表40）

「未婚の子と同居」している被虐待高齢者が31.9%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が21.6%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が10.3%と多くなっており、単独世帯は8.1%であった。

表40 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	15	40	59	19	10	42	0	185
構成割合（%）	8.1	21.6	31.9	10.3	5.4	22.7	0.0	100.0

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表41）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が38.5%と最も多く、次いで「夫」が28.6%、「娘」が13.5%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数183件に対する虐待者の総数は192人であった。

表41 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	55	9	74	26	1	0	7	6	14	0	192
構成割合（%）	28.6	4.7	38.5	13.5	0.5	0.0	3.6	3.1	7.3	0.0	100.0

エ 虐待者の年齢（表42）

虐待者の年齢は「70～79歳」が23.4%と最も多く、次いで「60～69歳」が19.8%、「50～59歳」が18.2%、「80～89歳」が13.5%の順となっている。

表42 虐待者の年齢

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	2	16	24	35	38	45	26	4	2	192
構成割合（%）	1.0	8.3	12.5	18.2	19.8	23.4	13.5	2.1	1.0	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無 (表43)

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が48.0%を占めた。一方、「虐待者からの分離を行った事例」は29.5%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は13.8%であった。

表43 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合 (%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	75	29.5
被虐待者と虐待者を分離していない事例	122	48.0
現在対応について検討・調整中の事例	7	2.8
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	35	13.8
その他	15	5.9
合 計	254	100.0

※令和4年度以前に虐待と判断して令和5年度に対応した人数も含む

イ 分離を行った事例の対応 (表44～45)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービス利用」が22.7%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が21.3%、「上記以外の住まい・施設等の利用」が17.3%の順であった。

また、「面会の制限を行った事例」は27件であった。

表44 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	17	22.7	2
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	6	8.0	6
緊急一時保護	12	16.0	7
医療機関への一時入院	16	21.3	5
上記以外の住まい・施設等の利用	13	17.3	2
虐待者を高齢者から分離	5	6.7	1
その他	6	8.0	4
合 計	75	100.0	27

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が37.3%と最も多く、次いで「経過観察」が22.5%、「ケアプランを見直し」が15.4%の順であった。

表45 分離をしていない事例対応の内訳

		人数	構成割合 (%)
経過観察（見守り）		38	22.5
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	63	37.3
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	4	2.4
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	3.6
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	26	15.4
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	10	5.9
	その他	22	13.0
合計（類型）		169	
合計（人数）		122	
表44 分離をしていない事例における被虐待者の人数		122	

(10) 養護者支援（表46）

養護者支援の取組内容については、「養護者へ声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり」で56.3%最も多く、次いで「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が54.7%、「養護者への相談・助言」が53.5%の順であった。

表46 養護者支援の取組内容（複数回答）

	人数	構成割合 (%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	143	56.3
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	139	54.7
他部署他機関等との連携による支援チームの形成	112	44.1
養護者支援のゴール設定、支援方法の確認	88	34.6
養護者への相談・助言	136	53.5
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	102	40.2
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	110	43.3
定期的な訪問によるモニタリング	114	44.9
養護者支援の終結の判断	63	24.8
その他	15	5.9

※割合は令和4年度以前に虐待と判断して令和5年度に対応した事案も含む254人に対するもの

【参考】

資料1 虐待の具体的内容（主なもの）

種別	内容
身体的虐待	暴力行為 高齢者の利益にならに強制による行為、高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化せる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的判断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 年金・預貯金の無断使用 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない

資料2 深刻度の区分

深刻度区分	
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への侵害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危機や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

資料3 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(出所) 厚生労働省発行「認定調査員テキスト2009(令和6年4月改定)」

資料4 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

ランク	基準
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
C	日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する

(出所) 厚生労働省発行「認定調査員テキスト2009(令和6年4月改定)」